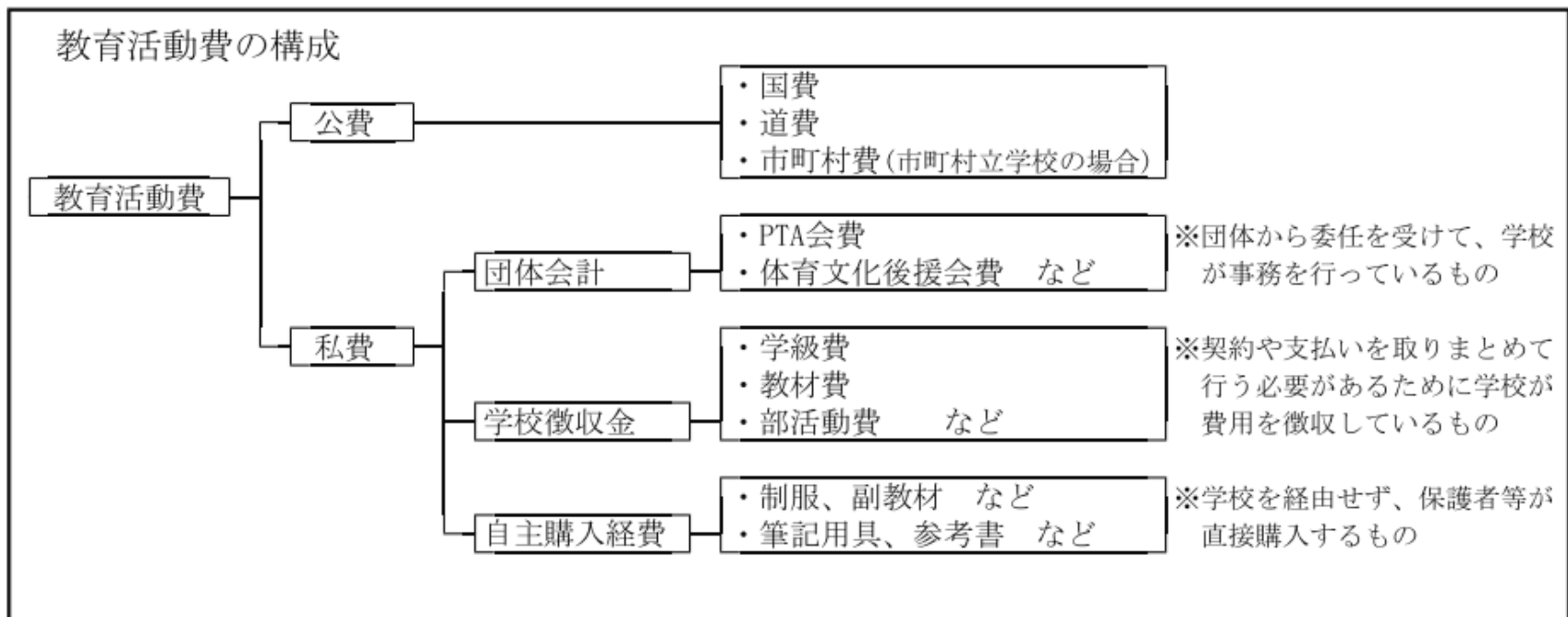


# 学校における会計事務

# 学校における会計事務

- 学校において行われる様々な教育活動の基盤となる経費には、「公費」と「私費」がある。
- 学校の教育活動が、教育目標を達成するために、学校設置者として実施すべき活動をはじめ、部活動に代表されるような受益者負担（私費）を原則とする児童生徒の自主的な活動や、保護者等と連携し行う活動から成り立っている。



# 学校における会計事務

- 財務会計と私費会計
  - ・ 一般に学校において「財務会計」という場合、公費の会計を指す。
  - ・ 公費会計は、法令等にその取扱いについての根拠があり、収入は地方公共団体の予算に組み入れられ、地方公共団体の予算の執行として支出される。
  - ・ 「私費会計」とは、経費を保護者等から徴収している会計や、学校の教育活動の支援を行うために設立された団体（PTA等）の委任を受けて会費の徴収や事務を行うものを行い、前者を「学校徴収金」、後者を「団体会計」と呼ぶ。
  - ・ 「私費会計」は、学校と児童生徒の保護者との間の委任の性格をもつ契約に基づくものと考えられ、民法の委任契約に準じて法律関係を考えることとなる。